



広島県報

号外
第46号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

条 例

広島県税条例の一部を改正する条例……………(税務室)……………二
半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例等の一部を改正する条例……………(同上県法規登載)……………四

規 則

地方税法第三百九十六条第三項の規定に基づく広島県の職員的身分を証明する証票に関する規則等の一部を改正する規則……………(税務室)……………五
離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同上県法規登載)……………三

公布された条例のあらまし

一 広島県税条例の一部を改正する条例(条例第三十号)(税務室)改正の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、県民税、個人の事業税、県たばこ税、自動車取得税及び狩猟税に関する規定などの必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日。ただし、一五の改正規定は平成十九年四月十六日

1 県民税

- (一) 県民税利子割について、県民税法人税割から控除することができず還付すべき額がある場合に、当該還付すべき額をその事業年度分の県民税均等割に充当するための措置を講じた。
- (二) 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の適用期限を一年延長した。
- (三) 特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得等の課税の特例について、特例の対象となる特定株式の取得期間を平成二十一年三月三十一日まで延長した。

2 個人の事業税

課税対象事業から、助産師業を除外した。

3 県たばこ税

県たばこ税の税率を、八百九十八円を千七十四円とした。

4 自動車取得税

(一) 電気自動車に係る税率の特例措置の適用期限を二年延長した。

(二) 天然ガス自動車に係る税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能を満たすものに限定したうえ、その適用期限を二

年延長した。

(三) ハイブリッド自動車(バス・トラック)に係る税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たすものに限定したうえ、その適用期限を二年延長した。

(四) ハイブリッド自動車(バス・トラック以外)に係る税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たすものに限定するとともに、税率から軽減する率を、当該自動車の取得が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときは百分の二(現行百分の二・二)、平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときは百分の一・八としたうえ、その適用期限を二年延長した。

(五) メタノール自動車に係る税率の特例措置を廃止した。

5 狩猟税

網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に対して課する狩猟税の税率を設けた。

6 その他

その他必要な規定の整理を行った。

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例等の一部を改正する条例
(条例第三十一号)(税務室)

一 改正の要旨

租税特別措置法の一部が改正されたことに伴い、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例、離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例及び過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例について、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

条 例

広島県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第三十号

広島県条例の一部を改正する条例

広島県条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「第二十條の十」を「第二十條の十」に改める。

第四十六条の二第三項中「第四十二項」を「第四十三項」に改める。

第五十二条の六第四号中「第七十二條の二第九項第四号、第五号」を「第七十二條の二第十項第五号」に改める。

第五十六条第二項中「住宅金融公庫」を削る。

第七十一条の二中「八百九十八円」を「千七百四十四円」に改める。

第六十六条第一項第一号及び第二号中「網・わな猟免許又は」を削り、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 八千二百円

四 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、法第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 五千五百円

第六十六条第二項中「第六十五條第一項第二号」の下に「又は第四号」を加える。

附則第六条の三中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の二の三第一項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第十一条の二の五第四項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の二の六第一項中「平成十九年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

附則第十二条の二第二項中「住宅金融公庫」を削り、「令第三十六条の二の二第二項」を「同条第二項」に改める。

附則第十三条の四第一項を削り、同条第二項中「平成十八年七月一日以後に売渡し等が行われた」及び「及び前項」を削り、同項を同条とする。

附則第十六条第二項中「附則第十四條第一項に規定する電気自動車等」を「地方税法施行規則附則第十一条の二に規定する電気を動力源とする自動車」に、「平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同条第八項中「道路運送車両法第四十條第三号に規定する」を削り、「同法」を「道路運送車両法」に、「第三項、第五項又は第六項」を「から第四項まで、第六項又は第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「附則第十四條第三項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。))が同項に規定する」を「エネルギー消費効率が」に改め、「(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。))」を削り、「排出量が同項」を「排出量が附則第十四條第三項」に、「又は第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「法附則第三十二條第四項に規定する特定自動車(以下この項において「特定自動車」という)を「次に掲げる特定自動車(内燃機関を有する自動車)併せて電気その他の地方税法施行規則附則第十二條第一項に規定するものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二條第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので地方税法施行規則附則第十二條第二項に規定するものをいう。以下この項において同じ)」に、「平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率」を「当該特定自動車」が地方税法施行規則附則第十二條第三項に規定するものである場合にあっては百分の一・七を、当該特定自動車」が地方税法施行規則附則第十二條第四項に規定するものである場合にあっては百分の一・八(当該取得が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われた場合にあっては、百分の二)」に

改め、同項各号を次のように改める。

一 車両総重量が三・五トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第十二条第五項に規定するもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第十二条第六項に規定するもの（以下この号において「平成十七年特定軽量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年特定軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ 附則第十四条第三項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第十二条第七項に規定するもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第十二条第八項に規定するもの（以下この号において「平成十七年特定重量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年特定重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 次に掲げる天然ガス自動車（地方税法施行規則附則第十一条の三第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。以下この項において同じ。）の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百四十三条の五及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則附則第十一条の三第一項に規定す

るもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので地方税法施行規則附則第十一条の三第三項に規定するもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第十一条の三第四項に規定するもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので地方税法施行規則附則第十一条の三第五項に規定するもの

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第六十五条第一項及び第六十六条第二項の改正規定並びに附則第六条の規定は、平成十九年四月十六日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の広島県税条例（以下「新条例」という。）第四十六条の二第三項の規定は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第三条 地方税法の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二第九項第四号に掲げる事業に対して課する平成十八年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

2 施行日から信託法（平成十八年法律第八号）の施行の日の前日までの間における新条例第五十二条の六第四号の規定の適用については、同号中「第七十二条の二第十項第五号」とあるのは、「第七十二条の二第九項第五号」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 次項に定めるものを除き、新条例第五十六条第二項及び附則第十二条の二第一項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前にされたこの条例による改正前の広島県税条例第五十六条第二項の規定による家屋の新築後最初に行われた住宅金融公庫に対する請負人からの譲渡については、なお従

前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第五条 新条例附則第十六条第二項から第九項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に對して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に對して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十六条第四項に規定する特定自動車の取得が施行日から平成十九年八月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項第二号中「車両総重量が三・五トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第十二条第七項に規定するもの」とあるのは、「車両総重量が三・五トンを超える特定自動車」とする。

(狩猟税に関する経過措置)

第六条 新条例第六十五條第一項及び第六十八條第二項の規定は、平成十九年四月十六日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第三十一号

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例等の一部を改正する条例

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第一条 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(昭和六十二年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「第十二条第一項の表の第三号又は第四十五條第一項の表の第三号」を「第十二条第一項の表の第一号イ又は第四十五條第一項の表の第一号イ」に改める。

(離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第二条 離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成五年広島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第一項の表の第三号若しくは第四十五條第一項の表の第三号の規定の適用を受ける設備(以下「特別償却設備」という。))」を「離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が

適用される場合等を定める省令(平成五年自治省令第一号。以下「省令」という。)(第一条第一号イに規定する製造の事業、旅館業又はソフトウェア業の用に供する設備を構成する減価償却資産のうち同条第二項に規定する対象設備(以下「対象設備」という。))を含むもの(以下「特定設備」という。))」に改める。

第二条第一項各号列記以外の部分中「において特別償却設備」を「において特定設備」に、「当該特別償却設備」を「対象設備」に改め、同項第一号中「特別償却設備」を「対象設備」に、「離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成五年自治省令第一号)」を「省令」に改め、同項第二号中「特別償却設備」を「対象設備」に改め、同項第三号中「特別償却設備のうち」を「対象設備である」に改め、同条第四項中「特別償却設備」を「対象設備」に改める。

第三条第一項中「特別償却設備」を「対象設備」に改める。

(過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第三条 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成十二年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第一項の表の第二号若しくは第四十五條第一項の表の第二号の規定の適用を受ける設備」を「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成十二年自治省令第二十号。以下「省令」という。)(第一条第一号イに規定する特別償却設備)」に改める。

第二条第一項第一号中「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成十二年自治省令第二十号)」を「省令」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日(以下「施行日」という。))から施行する。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(以下この項において「新半島条例」という。)(附則第一項の規定は、施行日以後に新半島条例第一条に規定する特別償却設備(以下この項において「特別償却設備」という。))を新設し、又は増設した者に適用し、同日前に特別償却設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

(離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一

部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(以下この項において「新離島条例」という。)(第一条、第二条第一項及び第四項並びに第三条第一項の規定は、施行日以後に新離島条例第一条に規定する特定設備(以下この項において「特定設備」という。))を新設し、又は増設した者に適用し、同日前に特定設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。(過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第三条の規定による改正後の過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例(以下この項において「新過疎条例」という。)(第一条及び第二条第一項第一号の規定は、施行日以後に新過疎条例第一条に規定する特別償却設備(以下この項において「特別償却設備」という。))を新設し、又は増設した者に適用し、同日前に特別償却設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

公布された規則のあらまし

地方税法第三百九十六条第三項の規定に基づく広島県の職員の身分を証明する証票に関する規則等の一部を改正する規則(規則第二十六号)(税務室)

一 改正の要旨

- 1 地方自治法の一部改正により吏員制度及び出納長制度が廃止されることに伴い、様式等について必要な整理を行った。
- 2 地方税法の一部改正に伴い、個人の県民税、法人の県民税、法人の事業税、自動車取得税及び狩猟税に関する様式等について必要な整理を行った。
- 3 その他必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日。ただし、一、二中狩猟税に関する改正規定は、平成十九年四月十六日

離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第二十七号)(税務室)

一 改正の要旨

離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の

一部改正に伴い、必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

規 則

地方税法第三百九十六条第三項の規定に基づく広島県の職員の身分を証明する証票に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第二十六号

地方税法第三百九十六条第三項の規定に基づく広島県の職員の身分を証明する証票に関する規則等の一部を改正する規則

(地方税法第三百九十六条第三項の規定に基づく広島県の職員の身分を証明する証票に関する規則の一部改正)

第一条 地方税法第三百九十六条第三項の規定に基づく広島県の職員の身分を証明する証票に関する規則(昭和二十七年広島県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「広島県事務吏員」を「広島県職員」に改める。

(広島県規則の一部改正)

第二条 広島県規則(昭和二十九年広島県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「県の吏員」を「県の職員」に改める。

第二十五条第二項中「第五十三条第四十七項」を「第五十三条第四十八項」に改め、同条第三項中「第五十三条第四十八項」を「第五十三条第四十九項」に改める。

第五十五条第四項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第五十七条の四の二の見出し中「第十六条第七項」を「第十六条第八項」に改め、同条各号列記以外の部分中「第十六条第七項」を「第十六条第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第一号中「第十六条第六項」を「第十六条第七項」に改める。

別記様式第一号(表)を次のように改める。

(別記)
様式第1号(第4条関係)

(表 面)

第 号	徴 税 吏 員 証	第 号
氏 名		
上記の者は、地方税法第1条第1項第3号に規定する 知事の委任を受けた徴税吏員であることを証明する。		
平成 年 月 日	広島県知事 氏	名 印

9センチメートル

6センチメートル

備考 写真の寸法 縦 3.0センチメートル
横 2.5センチメートル

広島県報(号外) (画) 中「道府県吏員」や「道府県職員」及び「市町村吏員」や「市町村職員」及び「県の吏員」や「県の職員」に相当する。
別記様式第1号(表)を次のように改める。

様式第2号(第4条関係)

(表 面)

第 号	県税犯則事件調査吏員証	第 号
氏 名		
上記の者は、広島県税規則第3条第1号の規定によつて 指定した者であることを証明する。		
平成 年 月 日	広島県知事 氏	名 印

9センチメートル

9センチメートル

備考 写真の寸法 縦 3.0センチメートル
横 2.5センチメートル

広島県報(号外) (画) を次のように改める。

様式第3号 (第4条関係)

(表 面)

平成 年 月 日	広島県知事 氏 名 印
9センチメートル	9センチメートル

県税犯則事件調査吏員証

第 号

氏 名

上記の者は、広島県税規則第3条第2号の規定によつて指定した者であることを証明する。

3.0センチメートル
2.5センチメートル

備考 写真の寸法 縦 3.0センチメートル 横 2.5センチメートル

㊦「おける公定歩合」
 ㊧「おける日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率」
 ㊨「当該商業手形の基準割引率」
 ㊩「おける公定歩合」
 ㊪「おける日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率」
 ㊫「当該商業手形の基準割引率」
 ㊬「おける公定歩合」
 ㊭「おける日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率」
 ㊮「当該商業手形の基準割引率」
 ㊯「おける公定歩合」
 ㊰「おける日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率」
 ㊱「当該商業手形の基準割引率」
 ㊲「おける公定歩合」
 ㊳「おける日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率」
 ㊴「当該商業手形の基準割引率」
 ㊵「おける公定歩合」
 ㊶「おける日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率」
 ㊷「当該商業手形の基準割引率」
 ㊸「おける公定歩合」
 ㊹「おける日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率」
 ㊺「当該商業手形の基準割引率」
 ㊻「おける公定歩合」
 ㊼「おける日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率」
 ㊽「当該商業手形の基準割引率」
 ㊾「おける公定歩合」
 ㊿「おける日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率」
 ㊿「当該商業手形の基準割引率」

㊦「おける公定歩合」
 ㊧「おける日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率」
 ㊨「当該商業手形の基準割引率」
 ㊩「おける公定歩合」
 ㊪「おける日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率」
 ㊫「当該商業手形の基準割引率」
 ㊬「おける公定歩合」
 ㊭「おける日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率」
 ㊮「当該商業手形の基準割引率」
 ㊯「おける公定歩合」
 ㊰「おける日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率」
 ㊱「当該商業手形の基準割引率」
 ㊲「おける公定歩合」
 ㊳「おける日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率」
 ㊴「当該商業手形の基準割引率」
 ㊵「おける公定歩合」
 ㊶「おける日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率」
 ㊷「当該商業手形の基準割引率」
 ㊸「おける公定歩合」
 ㊹「おける日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率」
 ㊺「当該商業手形の基準割引率」
 ㊻「おける公定歩合」
 ㊼「おける日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率」
 ㊽「当該商業手形の基準割引率」
 ㊾「おける公定歩合」
 ㊿「おける日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率」
 ㊿「当該商業手形の基準割引率」

広島県 地域事務所長様

市長 印
町

個人の県民税徴収取扱費交付計算書

広島県税条例第43条第2項の規定によって報告する個人の県民税に係る徴収取扱費の算定は次のとおりですからこれを交付してください。

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

区		分		算定基準	乗率	交付請求額
1	納税義務者数	当初賦課：賦課報告書(広島県税規則別記様式第39号)による。各年度において賦課決定(既に賦課していた税額を変更するものを除く。)をされた個人の県民税の納税義務者の数を広島県税条例第43条第1項第1号で定める額に乗じて得た金額	人	3,000円 (4,000〃)	円	
		今回交付額(上記交付請求額の4分の1に相当する額)				
2	還付・充当金額	当該年度における確定納税義務者数：賦課異動報告書(広島県税規則別記様式第39号の2)による。	人	3,000円 (4,000〃)	〃	
		当該年度における確定納税義務者数による増減(-)	〃	3,000円 (4,000〃)	〃	
3	還付加算金	市町が徴収した個人の県民税に係る徴収金を、法第17条又は法第17条の2の規定によって市町が還付し、又は充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する歳出還付の金額	円		〃	
4	報奨金	法第17条の4の規定によって市町が加算した過誤納金に係る還付加算金に相当する金額	〃		〃	
5	還付・充当金額	法第321条第2項の規定によって市町が交付した個人の県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額	〃		〃	
合 計		法第314条の8第3項の規定によりみなして適用される同条第2項の規定によって市町が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額	〃		〃	

(注) 1 平成19年度及び平成20年度は、賦課決定をされた個人の県民税の納税義務者の数に4,000円を乗じた額とすること。
 2 納税義務者数は、賦課報告書及び賦課異動報告書の本年度と過年度の納税義務者数の合計から本年度の分離課税に係る所得割の者の数を引いた数とすること。
 3 「当該年度における確定納税義務者数」と「当該年度における確定納税義務者数による増減」欄には、4月報告時のみ記入すること。
 4 2から5までの「乗率」欄には、当該徴収取扱費の交付の対象となる期間に適用する県民税の払込率分率を記入すること。
 5 4の「算定基準」欄には、算定期間の払込金額に係る報奨金の額を記入すること。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第四十四号の(中)「地方税法第53条第47項」及び「地方税法第53条第48項」
の^{第45項}

別記様式第四十四号の(中) 地方税法第53条第46項 及び 地方税法第53条第47項 及び
第47項^{第46項}

の「回継料の標準額」中「法第53条第45項若しくは第46項」及び「法第53条第46項若しくは第
47項」及び「同条第47項」及び「同条第48項」に於ける^{第48項}

別記様式第四十四号の(中)

資本等の金 額総額

 及び

資本金等の 額総額

 に於ける^{第47項}

別記様式第四十四号の(中)

資本の金額又は出資金額 資本積立金額

 及び

資本金の額又は出資金の額 資本金等の額

 に
於ける^{第46項}

「資本等の金額」及び「資本金等の額」に於ける^{第45項}

別記様式第八十五号の(一)の(1)の(イ)中「第32条第6項」及び「第32条第7項」に於ける^{第46項}
別記様式第八十五号の(三)の(イ)に於ける^{第47項}

様式第85号の35(第69条の3関係)

狩猟税申告書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受印 </div>	広島県 地域事務所長様 (税務局)	平成 年 月 日						
次のとおり、狩猟税について申告します。								
納税義務者	ふりがな氏名				(印)			
	生年月日				年 月 日			
	住所 〒				電話番号 ()			
	(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類 (にレ印を付す。), 使用する猟具の種類 (番号に 印を付す。), 免許を与えた都道府県知事名, 交付年月日及び狩猟免状の番号, 所持する免許の種類 (にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。) を記入。 なお, 第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は, 第2種銃猟免許に係る登録を申請すること (「第2種銃猟免許に係る登録」の にレ印を付す。)。							
網猟免許に係る登録	1 網	都道府県名 知事名	知事	交年 月 付日	年月日	狩猟免状の番号		
わな猟免許に係る登録	2 わな	都道府県名 知事名	知事	交年 月 付日	年月日	狩猟免状の番号		
第1種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む)	都道府県名 知事名	知事	交年 月 付日	年月日	狩猟免状の番号		
第2種銃猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む)	所持する免許の種類		第1種銃猟免許	第2種銃猟免許	年月日	狩猟免状の番号	
(2) 狩猟をしようとする場所								
1 県の区域全部				2 放鳥獣猟区の区域				
申告額	税率区分			納付(決定)額				
	広島県税条例第165条第1項第1・2・3・4・5号該当			円				
	広島県税条例第165条第2項第1・2号該当			円				
納税義務者の当該年度の道府県民税	所得割額の有無	有・無	課税地					
広島県収入証紙を張り付ける欄				張り付けられた証紙の内容				
				10,000円				枚
				5,000円				枚
				2,000円				枚
				1,000円				枚
				500円				枚
				200円				枚
				収入証紙				円確認

(注) 1 印欄は, 記入しないでください。
 2 (2)は, 該当番号を 印で囲んでください。
 3 税率区分の欄は, 該当する号を で囲み, 該当する納付(決定)額の欄のみ記入してください。
 備考 用紙の大きさは, 日本工業規格A列4とし, 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年広島県規則第50号)別記様式第6号と複写式に印刷する。

（広島県税事務取扱規則の一部改正）

第三条 広島県税事務取扱規則（昭和三十五年広島県規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五項中、「当該徴税吏員証等が無効である旨を公告するとともに」を削り、同条第六項を削る。

第十二条、第二十六条の二第一項及び第二項、第二十六条の三、第二十八条の二、第二十八条の三、第二十八条の五並びに第二十九条第九項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記様式第十号中

資本等の金額総額

資本金等の金額総額

を改める。

別記様式第五十九号中

田納長

を

会計管理者

に改める。

別記様式第六十八号中

付加価値額総額

を

課税標準となる付加価値額総額

課税標準となる収入金額の総額

を

課税標準となる資本金等の金額総額

を

課税標準となる収入金額の総額

収入金額の総額

を

課税標準となる収入金額の総額

を

課税標準となる収入金額の総額

別記様式第七十二号中

1項1号該当	1項1号該当
1項2号該当	1項2号該当
1項3号該当	1項3号該当
1項1号該当	1項1号該当
2項1号該当	2項1号該当
2項2号該当	2項2号該当

を

1項1号該当	1項1号該当
1項2号該当	1項2号該当
1項3号該当	1項3号該当
1項4号該当	1項4号該当
1項5号該当	1項5号該当
2項1号該当	2項1号該当
2項2号該当	2項2号該当

に

1項1号該当	1項1号該当
1項2号該当	1項2号該当
1項3号該当	1項3号該当
1項1号該当	1項1号該当
2項1号該当	2項1号該当
2項2号該当	2項2号該当

を

1項1号該当	1項1号該当
1項2号該当	1項2号該当
1項3号該当	1項3号該当
1項4号該当	1項4号該当
1項5号該当	1項5号該当
2項1号該当	2項1号該当
2項2号該当	2項2号該当

に改める。

別記様式第七十四号及び別記様式第七十五号中

田納長

を

田納長

に改

める。

別記様式第七十九号の二中

田納長

を

会計管理者

に改める。

別記様式第七十九号の三中

田納長

を

会計管理者

に改める。

別記様式第八十一号の四中

田納長

を

会計管理者

に改める。

別記様式第一百四十九号及び別記様式第二百五十号中「事務吏員」を「徴税吏員」に改める。

別記様式第二百五十号中

田納員

を

田納員

に改める。

（広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則の一部改正）

第四条 広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則（平成十五年広島県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十三号の注一中「当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合」を「当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条中広島県規則別記様式第八十五号の三十五の改正規定及び第三条中広島県税事務取扱規則別記様式第七十二号

の改正規定は、平成十九年四月十六日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

- 2 第二条の規定による改正後の広島県規則別記様式第四十二号は、平成十九年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(旧様式による用紙に関する経過措置)

- 3 第二条の規定による改正前の広島県規則別記様式第五号から別記様式第五号の十三の二まで、別記様式第十号から別記様式第十一号の八まで、別記様式第十二号、別記様式第四十四号の四、別記様式第四十四号の五、別記様式第四十五号、別記様式第四十六号、別記様式第八十五号の十一及び別記様式第八十五号の三十五、第三条の規定による改正前の広島県事務取扱規則別記様式第十号、別記様式第五十九号、別記様式第六十八号、別記様式第七十四号、別記様式第七十五号、別記様式第七十九号の二、別記様式第七十九号の三、別記様式第八十一号の四、別記様式第一百四十九号、別記様式第二百五十号及び別記様式第二百五十号並びに第四条の規定による改正前の広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則別記様式第十三号により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、第二条の規定による改正後の広島県規則別記様式第五号から別記様式第五号の十三の二まで、別記様式第十号から別記様式第十一号の八まで、別記様式第二十二号、別記様式第四十四号の四、別記様式第四十四号の五、別記様式第四十五号、別記様式第四十六号、別記様式第八十五号の十一及び別記様式第八十五号の三十五、第三条の規定による改正後の広島県事務取扱規則別記様式第十号、別記様式第五十九号、別記様式第六十八号、別記様式第七十四号、別記様式第七十五号、別記様式第七十九号の二、別記様式第七十九号の三、別記様式第八十一号の四、別記様式第一百四十九号、別記様式第二百五十号及び別記様式第二百五十号並びに第四条の規定による改正後の広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則別記様式第十三号により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第二十七号

離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規

則(平成五年広島県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項並びに第四条の表の第一号及び第二号中「特別償却設備」を「対象設備」に改める。

別記様式第二号中「並立」を「並置」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- (旧様式による用紙に関する経過措置)
- 2 この規則による改正前の離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則別記様式第二号により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正前の離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則別記様式第二号により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。